

議案第73号

日進市ひとり親家庭等医療費支給条例等の一部改正について

日進市ひとり親家庭等医療費支給条例等の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年8月31日提出

日進市長 近藤 裕 貴

1 提案理由

この案を提出するのは、精神障害者医療の入院医療に係る支給方法を現金給付から現物給付に改めるため、日進市ひとり親家庭等医療費支給条例等の一部を改正する必要があるからであります。

2 主な改正点

- (1) 精神障害者医療に係る入院医療費の支給方法を現金給付とする規定を削る。
- (2) その他必要な規定の整理を行う。

日進市ひとり親家庭等医療費支給条例等の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 条 例 第 号

(日進市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正)

第1条 日進市ひとり親家庭等医療費支給条例(昭和53年日進町条例第14号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(ひとり親家庭等医療費の支給)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項の規定により厚生労働大臣が定める算定方法の例により算定した額(当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定した額)とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。</p> <p>3・4 略</p>	<p>(ひとり親家庭等医療費の支給)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険法(大正11年法律第70号)の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額(当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定した額)とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。</p> <p>3・4 略</p>

(日進市子ども医療費支給条例の一部改正)

第2条 日進市子ども医療費支給条例(平成13年日進市条例第39号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(受給資格者)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>次の各号のいずれかに該当する場合は、受給資格者としな</u> <u>い。</u></p> <p>(1) <u>生活保護法(昭和25年法律第144号)に</u> <u>よる保護を受けている場合</u></p> <p>(2) <u>日進市ひとり親家庭等医療費支給条例</u> <u>(昭和53年日進町条例第14号)により医療</u></p>	<p>(受給資格者)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>日進市障害者医</u> <u>療費支給条例(昭和48年日進町条例第22号)</u> <u>又は日進市ひとり親家庭等医療費支給条例</u> <u>(昭和53年日進町条例第14号)により医療費</u> <u>の支給を受けることができる場合は、受給</u> <u>資格者としな</u> <u>い。</u></p>

<p><u>費の支給を受けることができる場合</u></p> <p>(3) <u>日進市障害者医療費支給条例(昭和48年日進町条例第22号)により医療費の支給を受けることができる場合</u></p> <p>(4) <u>法令の規定によりこの条例と同等な医療に関する給付を受けることができる場合</u></p> <p>(支給の範囲)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険法(大正11年法律第70号)<u>第76条第2項の規定により厚生労働大臣が定める算定方法の例により算定した額(当該法令の規定に基づき、これと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額)とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。</u></p>	<p>(支給の範囲)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険法(大正11年法律第70号)<u>の規定による療養に要する費用の額の算定方式の例により算定した額(当該法令の規定に基づき、これと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額)とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。</u></p>
---	--

(日進市障害者医療費支給条例の一部改正)

第3条 日進市障害者医療費支給条例(昭和48年日進町条例第22号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(支給の範囲)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険法(大正11年法律第70号)<u>第76条第2項の規定により厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額(当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額)とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。</u></p>	<p>(支給の範囲)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険法(大正11年法律第70号)<u>の療養に要する費用の額の算定方式の例により算定した額(当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額)とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。</u></p>

(日進市精神障害者医療費支給条例の一部改正)

第4条 日進市精神障害者医療費支給条例(平成15年日進市条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(支給の範囲)</p> <p>第5条 市長は、次条の規定により精神通院医療費受給者証又は<u>精神障害者医療費受給者証</u>の交付を受けた受給資格者(以下「受給者」という。)の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定に基づき、次の各号に掲げる医療に関する給付がそれぞれ行われた場合において、当該医療に関する給付の額と当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における給付の額との合計額が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則の定める手続に従い、その者に対し、その満たない額に相当する額を精神障害者医療費(以下「医療費」という。)として支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第3条第1号に該当する者の通院医療及び入院医療(病院又は診療所へ入院することにより治療を行うことをいう。)</p> <p>2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項の規定により厚生労働大臣が定める算定方法により算定した額(当該法令の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額)とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。</p> <p>(受給者証)</p> <p>第6条 この条例による医療費の支給を受けようとする受給資格者は、あらかじめ、市長に申請し、規則の定めるところにより、次に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる受給者証(以下「受給者証」と総称する。)の</p>	<p>(支給の範囲)</p> <p>第5条 市長は、次条の規定により精神通院医療費受給者証又は<u>障害者通院医療費受給者証</u>の交付を受けた受給資格者(以下「受給者」という。)の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定に基づき、次の各号に掲げる医療に関する給付がそれぞれ行われた場合において、当該医療に関する給付の額と当該疾病又は負傷について法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における給付の額との合計額が当該医療に要する費用の額に満たないときは、規則の定める手続に従い、その者に対し、その満たない額に相当する額を精神障害者医療費(以下「医療費」という。)として支給する。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第3条第1号に該当する者の通院医療及び入院医療(病院又は診療所へ入院することにより治療を行うことをいう。<u>以下同じ。</u>)</p> <p>2 前項の医療に要する費用の額は、健康保険法(大正11年法律第70号)の<u>療養に要する費用の額の算定方法の例</u>により算定した額(国民健康保険法又は社会保険各法の規定に基づきこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額)とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。</p> <p>(受給者証)</p> <p>第6条 この条例による医療費の支給を受けようとする受給資格者は、あらかじめ、市長に申請し、規則の定めるところにより、次に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる受給者証(以下「受給者証」と総称する。)の</p>

<p>交付を受けなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第3条第1号に該当する者 <u>精神障害者医療費受給者証</u></p> <p>2 略</p> <p>(支給の方法)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p>	<p>交付を受けなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 第3条第1号に該当する者 <u>障害者通院医療費受給者証</u></p> <p>2 略</p> <p>(支給の方法)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>市長は、受給者が医療機関等で入院医療を受けた場合には、医療費として当該受給者に支給すべき額の限度において、その者が当該医療等に関し当該医療機関等に支払った費用を、受給者からの申請により、当該受給者に支払うものとする。</u></p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条中日進市子ども医療費支給条例第3条第2項の改正規定及び第4条中日進市精神障害者医療費支給条例第7条第3項を削る改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第4条の規定による改正後の日進市精神障害者医療費支給条例第7条の規定は、令和3年4月1日以後に行われた医療に関する支給の方法について適用し、同日前に行われた医療に関する支給の方法については、なお従前の例による。